

# PPA 方式による北海道日高合同庁舎への太陽光発電設備導入事業 企画提案説明書

## 1 事業概要

### (1) 事業名

PPA 方式による北海道日高合同庁舎への太陽光発電設備導入事業

### (2) 実施場所

北海道日高合同庁舎（北海道浦河郡浦河町栄丘東通 56 号）

### (3) 事業内容

事業内容の詳細は、別添「PPA 方式による北海道日高合同庁舎への太陽光発電設備導入事業仕様書（以下「仕様書」という。）」を参照のこと。

### (4) 事業期間

事業期間は、太陽光発電設備（以下「設備」という。）の運転期間に、設置及び撤去・原状回復に要する期間を加えた期間とする。

設備の運転期間は、電力供給期間に試運転のための期間を加えた期間とする。電力供給期間は最長で 20 年とする。

### (5) 発注者

北海道（以下「道」という。）

### (6) スケジュール

区分	日時
告示	2月13日（火）
参加資格審査申請書の提出期限	2月27日（火）午後5時
参加資格審査結果の通知	3月1日（金）
質問書の受付期限	3月8日（金）午後5時
質問に対する回答	3月15日（金）
現地確認	3月1日（金）～3月8日（金）
企画提案書の提出期限	3月22日（金）午後5時
ヒアリング	3月28日（木）
選定結果の通知（予定）	4月上旬

## 2 企画提案に参加する者に必要な資格

告示（案）の 2 に定めるものとし、具体的には次によること。

- (1) 告示（案）の「本事業と類似の事業履行実績を有すること。」とは、平成 30 年度から令和 5 年度までの期間内に日本国内の積雪寒冷地（積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 192 号）第 1 条に規定する積雪かつ寒冷な地域を指す。）における屋上又は屋根での出力 50kW 以上の設備設置の実績のことで、PPA に限定しない。
- (2) 事業実施体制の中に一級建築士や電気主任技術者を含めることを要件としているのは、設備設置・維持管理に際して、法令等に基づき設計や工事、維持管理、各種手続きが適切に実施できる体制であることをあらかじめ確認するためである。したがって、一級建築士は

設備設置工事の設計や工事監理を、電気主任技術者は電気工作物の工事、維持及び運用に関し保安の監督を支障なく遂行できればよく、必ずしも常勤の役員又は従業員である必要はない。

### 3 手続等

#### (1) 手続き

- ア 企画提案に参加しようとする者（以下「企画提案者」という。）は、別に定める様式による参加資格審査申請書を道に提出する。
- イ 道は、提出された参加資格審査申請書に基づき、企画提案者の参加資格要件について確認し、参加資格を有すると認められた者に参加資格がある旨を通知し、参加資格を有しないと認められた者に参加資格がない旨及びその理由を、参加資格審査申請書に記載されたメールアドレスに通知する。
- ウ 参加資格がある旨を通知された者は、本企画提案説明書及び仕様書の内容を踏まえて企画提案書を作成し、道に提出する。
- エ 道は、プロポーザル審査会を開催し、企画提案書を提出した者に対してヒアリングを行うなど総合的な評価を行い、最良の提案をした者を特定者として選定する。
- オ 道は、プロポーザル審査会の結果を踏まえ、事業者を決定し、同審査会に参加した企画提案者に文書で決定結果を通知する。

#### (2) 担当部局（提出・問い合わせ先）

- ア 名称  
北海道日高振興局総務課職員・財産係
- イ 所在地  
郵便番号:057-8558 北海道浦河郡浦河町栄丘東通 56 号 北海道日高合同庁舎 2 階
- ウ 電話番号  
代表：0146-22-9030（内線:2136） 直通：0146-22-9042
- エ 電子メールアドレス  
hidaka.somu1@pref.hokkaido.lg.jp

#### (3) 参加資格審査申請書

- ア 提出書類
  - (ア) 参加資格審査申請書
  - (イ) 2「企画提案に参加する者に必要な資格」を証明する以下の書類を添付すること。
    - a 類似事業の契約書等の写し（契約を証明できる部分のみの写しで良い。）
    - b 一級建築士及び電気主任技術者の資格証書の写し
    - c 登記事項証明書（申請受付時前3か月以内に発行されたもの。写し可）
    - d 納税証明書（道税及び消費税）（申請受付時前3か月以内に発行されたもの。原本提出又は原本提示の上、写しの提出）
    - e 法定保険加入状況一覧表（様式1）（社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類の写しを添付すること。）
    - f 誓約書（様式2）

※令和5・6年北海道建設工事等競争入札参加資格を有する法人は、c から e の提出を省略できる。

- イ 提出部数 1部
- ウ 提出期限 令和6年(2024年)2月27日(火)午後5時
- エ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は簡易書留、書留のいずれかによること。)  
(持参による提出の受付は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとする。)
- オ 提出先 3(2)のとおり

#### (4) 企画提案書(様式3)

- ア 提出書類
  - (ア) 事業の実施内容
  - (イ) 事業実施体制
  - (ウ) チェックリスト(様式4)
- イ 提出部数 7部(正本1部、副本6部)
- ウ 提出期限 令和6年(2024年)3月22日(金)午後5時
- エ 提出方法 3(3)エと同じ。
- オ 提出先 3(2)のとおり

### 4 企画提案書の内容

#### (1) 事業の実施内容

参加資格を有する者に対して提供する、対象施設である北海道日高合同庁舎(以下「施設」という。)の現在の電力契約の情報、平面図や電気設備関係の図面、構造計算書、構造検討の資料、目標単価及び1年間の使用電力量の30分値の資料を参考に検討すること。

※目標単価は、できるだけ目指していただきたい参考値として設定しているものである。

#### ア 実施方針

- (ア) 企画提案の基本方針、電力供給期間、概要等を記載すること。
- (イ) 平常時のシステム構成図を記載すること(一般送配電事業者から施設に供給される電気との区別の方法(計量方法を含む。))。

#### イ 設備の仕様等

- (ア) 設置する太陽光パネル、架台、接続箱、電力量計、パワーコンディショナ、遠隔監視システム、配線ケーブル、蓄電池について提案する場合は蓄電池その他付属する配線又は必要な器具の仕様、台数及び全体の最大定格出力を検討し、選定の考え方とともに記載すること(機器についてはカタログの写しを添付)。

#### ウ 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

- (ア) 1年間の自家消費電力量(設備で発電される電力量のうち施設で使用される量)を検討し、記載すること。
- (イ) 自家消費率(1年間の自家消費電力量を、施設の、想定する年間使用電力量で除した率)を算定し、記載すること(小数第三位を四捨五入し小数第二位まで記載する)。

- (ウ) 検討に当たっては、自家消費電力量 (kWh) が最大となる考え方を示すこと。
- (エ) 1年間の温室効果ガス排出削減量を算定し、記載すること。電力の二酸化炭素排出量係数は、0.537kg-CO<sub>2</sub>/kWhを使用すること。
- (オ) 自家消費電力量等について一定の範囲で示すことができる場合は、範囲で示しても構わない。

#### エ 設置の仕様

- (ア) 設備の設置場所、設置方法 (架台等) を記載すること。
- (イ) 太陽光パネル (架台を含む。) の単位面積当たりの重量 (kg/m<sup>2</sup>) を記載すること。
- (ウ) 想定する設置場所での設置方法における、JIS C8955 (2017) に定められている荷重 (風圧、積雪、地震等) に耐えうる構造であることを、文章で説明するとともに、その根拠資料を添付すること。
- (エ) 設備は、運転期間中に移設及び再設置することが可能な構造であることを説明すること。

#### オ 非常時に利用可能なシステム

- (ア) 以下の点を含め、災害や計画停電等非常時に、一般送配電事業者から施設に供給される電気が遮断された際、パワーコンディショナの自立運転機能により非常用電源コンセント等から電気を無償で提供する方法を提案すること。
- (イ) 非常時のシステム構成図
- (ウ) 非常時の利用、操作方法 (特定負荷 (照明器具、パソコン、テレビ、携帯電話の充電を想定) への供給の有無、必要な機器の操作及び配線作業の要否等)
- (エ) 非常時に使用可能な出力 (kW)

#### カ 設備導入による電気料金の低減

- (ア) 設備導入前後の電気料金を比較して記載すること (消費税及び地方消費税を含めない)。

#### キ 独自提案

- (ア) 設備を設置する施設の特長 (災害時の災害対策本部機能を有する拠点等)、又は道の施策 (ゼロカーボン北海道の推進等) を理解した独自提案があれば、提案すること。  
※施設のBCP対策に資するような災害時の電力供給についての提案を期待します。

#### (2) 事業実施体制

次のア～ケまでを記載すること。

##### ア 事業実施体制図

- (ア) 代表事業者名及び構成する関連事業者名を示し、各事業者の関係や役割分担を記載すること。故障、緊急時の対応体制図も記載すること。
- (イ) 総括責任者、施工担当責任者、維持管理担当責任者等業務を担当する要員について記載すること。
- (ウ) 本事業に必要な資格者については、資格者届 (様式5) を提出すること (資格証書の写しを添付)。

##### イ 事業者の経営状況

過去5年間の営業利益率、流動比率、自己資本比率等経営状況を表す指標を記載すること。

※コンソーシアムの場合は、すべての構成員について記載すること。

※過去5年間の財務諸表（損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書を作成している場合はキャッシュフロー計算書）を添付すること。

#### ウ 事業全体のスケジュール

本事業に係る協定締結後から設備の撤去までの長期スケジュールを記載すること。

#### エ 事業資金計画

(ア) 工事費、維持管理・保守点検及び撤去のための費用、資金調達を含めた、事業期間を通しての事業資金計画について1年ごとに区分して記載すること。

(イ) 設計、施工、維持管理及びその他経費等の各項目の内訳も記載すること。

(ウ) 補助金の活用を検討する場合は、検討している補助金の概要及び補助金の活用を前提とした計画も併せて作成すること。

#### オ 工事計画

(ア) 工事計画の概要

(イ) 工事実施体制

(ウ) スケジュール（協定締結後から発電開始までの短期スケジュール）

(エ) 日高振興局管内の中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律154号）第2条第1項各号に掲げるものをいう。以下同じ。）の活用方法

#### カ 維持管理計画

(ア) 運転期間における維持管理・保守点検等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）

(イ) 実施体制及び実施方法（点検時、故障・不具合発生時、災害発生後等）

※緊急時に迅速・適切に対応できる体制（拠点の確保や現場に到達するまでの所要時間など）については必ず記載すること。

(ウ) 日高振興局管内の中小企業者の活用方法

#### キ 撤去・原状回復の方法

(ア) 設備を施設から撤去する方法、施設を原状に回復する方法を記載すること。

#### ク 周辺環境への配慮

(ア) 周辺環境への影響（光の反射、景観変更に伴う近隣住民とのトラブルの可能性等）について検討し、その検討結果や対策を記載すること。

#### ケ リスク対策

(ア) 付保する損害保険の概要（補償額・適用範囲等）その他の対策等を記載すること。

(イ) 事業者が破綻した場合の設備を撤去する方策（第三者機関での撤去費用の積立て、履行保証保険への加入等）を記載すること。

### (3) 一覧表

審査に資するため、次の項目を内容とする一覧表を作成すること。

- ・設備の定格出力 (kW)
- ・想定する年間発電量 (kWh/年)
- ・想定する年間自家消費電力量 (kWh/年)
- ・施設の、想定する年間使用電力量 (kWh/年)
- ・自家消費率 (想定する年間自家消費電力量÷施設の、想定する年間使用電力量) (%)

- ・提案する設備導入後の単価（円/kWh）（消費税及び地方消費税を含めない。）
- ・提案する電力供給年数（年）
- ・設備導入前後の電気料金比較（円）（単年・期間全体）（消費税及び地方消費税を含めない。）
- ・想定される年間温室効果ガス排出削減量（t-CO2）（単年・期間全体）

## 5 企画提案書作成にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書は、提案者が確実に実現できる範囲で記載すること。
- (2) 企画提案書は、最良の提案をした者を選定するために使用されます。このため、日本語の文書で記載し、選定に際して専門的知識を有しない者が評価しやすいよう、具体的に、かつ、写真やイラスト、イメージ図、表を活用したり、専門用語に注釈を付けるなど分かりやすく記載すること。また、複数の解釈ができるような紛らわしい記載はしないこと。
- (3) 用紙サイズはA4版を基本とすること。A3版を使用する場合は三つ折りにして綴じること。
- (4) 企画提案書には表紙を付け、表題として「PPA方式による北海道日高合同庁舎への太陽光発電設備導入事業」と記載すること。
- (5) 企画提案書は正本1部、副本6部を作成し、正本は表紙に社名を記載するが、副本には記載しないこと。副本はダブルクリップ等で留め、ホチキス留めはしないこと。
- (6) 正本を除き、会社名及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず、会社名については「弊社」若しくは「〇〇社」、氏名については「〇〇」、複数名を記載する場合はアルファベット表記等特定できない表現で記載すること。また、所在地についても、会社を特定できないように留意すること。
- (7) 提出できる企画は、1提案者につき1案までとする。ただし、補助金の活用によって異なる場合は、補助金を活用した場合と活用しない場合について提案すること。
- (8) 枚数に制限は設けないが、簡潔にまとめること。
- (9) 体裁は以下のとおりとする。
  - ア ワードプロソフト等を使用して記載する場合は、注記等を除き、文字サイズ12ポイント以上に設定すること。また、手書きで記載する場合は、1行あたり39文字を限度に記入すること。
  - イ 上下左右に20mm以上の余白を設定すること。
  - ウ 各ページの通し番号を付けること。

## 6 質問の受付及び回答

本事業の企画提案書を作成する上で質問がある場合は、「質問書」（様式6）で質問できる。

### (1) 質問の受付

#### ア 受付期限

令和6年（2024年）3月8日（金）午後5時

#### イ 受付方法

質問は電子メールで受け付ける。件名は「PPA方式による北海道日高合同庁舎への太陽光発電設備導入事業に関する質問」とし、送信後、電話で提出先に当該メールの受信を確認す

ること。

ウ 提出先

3 (2) のとおり

(2) 回答

回答は、次のホームページに令和6年(2024年)3月15日(金)までに掲載する(質問者名は公表しない)。なお、受付期限を過ぎて受信された質問には回答しない。

○北海道日高振興局総務課職員・財産係ホームページ

## 7 現地確認

参加資格を有する者は、次により施設を現地確認(見学)できるので、希望する場合は「現地確認希望票」(様式7)により申し込む。日程は個別に調整し、申し込んだ者に電子メールで通知する。

(1) 現地確認が可能な期間 令和6年(2024年)3月1日(金)～3月8日(金)

(2) 申込み期限

令和6年(2024年)3月7日(木)午後5時

(3) 受付方法

質問は電子メールで受け付ける。件名は「PPA方式による北海道日高合同庁舎への太陽光発電設備導入事業に関する現地確認」とすること。

(4) 提出先

3 (2) のとおり

## 8 ヒアリング

(1) 日時・場所 令和6年(2024年)3月28日(木)

※時間及び場所は別途決定し、企画提案者に対して通知する。

(2) 所要時間(予定) 企画提案の説明20分、質疑応答20分

## 9 評価方法及び評価基準

プロポーザル審査会において、企画提案書の内容を確認するためにヒアリングを行い、総合的な評価を行う。評価基準に従って審査委員が審査を行い、各委員の評価点が60点を超え、かつ、全審査委員の順位点の合計が最も低い者を特定者として選定する。

順位点が同点の場合は、1位を多く取得した者を選定する。1位を多く取得した者が同数の場合は、各企画の長所及び短所を討議の上、多数決により決定するものとする。

企画提案者が5者を超える場合は、書面審査を行い、ヒアリング対象者を上位5者に絞ることがある。企画提案者が1者でもヒアリングを実施する。

【評価基準】

評価項目	評価の視点	配点
1 技術提案 (40 点)		
1-1 導入する設備やシステムの構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入する設備やシステムの構成は、実現性があり、自家消費電力量（温室効果ガス削減量）が最大となるように考えられた、優れた提案であるか。</li> <li>・導入する設備の設置方法は施設管理上安全なものと認められるか。</li> <li>・設備は移設又は再設置可能な構造であると認められるか。</li> </ul>	10
1-2 非常時に利用可能なシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常時に利用可能なシステムは、実現性があり、利便性の富む優れた提案であるか。</li> </ul>	5
1-3 設備導入による電気料金の低減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・算定方法は合理的であり、経済性に優れた提案であるか。</li> </ul>	25
2 実施体制 (50 点)		
2-1 事業実施体制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営の安定性が確保されているか。</li> <li>・事業全体を円滑に遂行できる能力や体制を有していると認められるか。</li> <li>・事業全体のスケジュールは、事業期間を通して無理のないものと認められるか。</li> <li>・事業資金計画は、事業期間を通して事業継続が可能な、無理のないものと認められるか。</li> </ul>	15
2-2 工事計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事計画は、工事実施体制、スケジュール、安全対策など、施設の特性に配慮した妥当なものと認められるか。</li> </ul>	5
2-3 維持管理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常時の維持管理は、妥当なものと認められるか。(10 点)</li> </ul>	20
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時の維持管理は、十分なものと認められるか。(10 点)</li> </ul>	
2-4 撤去・原状回復	<ul style="list-style-type: none"> <li>・撤去・原状回復の方法は、安全対策など、施設の特性に配慮した妥当なものと認められるか。</li> </ul>	5
2-5 周辺環境への配慮、リスク対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺環境への影響について十分に検討しており、その検討結果や対策は十分なものと認められるか。</li> <li>・事業期間中に起こりうるリスクについての確に把握しており、それに対する対策は十分と</li> </ul>	5



		認められるか。 ・事業が破綻した場合の設備を撤去する方策は妥当なものと認められるか。	
3 地域貢献 (10 点)			
3-1 日高振興局管内の中小企業者の活用		・工事計画及び維持管理計画において、日高振興局管内の中小企業者の活用が期待できる提案であるか。	5
3-2 独自提案		・独自提案は、庁舎の特性又は道の施策を理解した優れたものと認められるか。	5

## 10 契約に関する基本的事項

道は、選定された事業者と本事業の円滑な実施に必要な事項を定めた協定を締結する。その後、必要な手続きを経た上で道は当該事業者と電力供給契約を締結する。

### (1) 契約締結の相手方

企画提案者がコンソーシアムで、コンソーシアムを構成する法人の間の契約において協定及び電力供給契約を締結する権限が代表事業者に委任されている場合、協定及び電力供給契約は代表事業者と締結する。コンソーシアムを構成する法人の間の契約において上記委任がされていない場合、すべてのコンソーシアムを構成する法人の連名により締結する。

### (2) 事業者の決定の取消し

選定された事業者の提案内容が企画提案説明書及び仕様書の条件等を満たしていないと、道が判断した場合、又は、プロポーザル審査会で企画提案された内容に比べて劣る提案になったと、道が判断した場合は、事業者の決定を取り消す場合がある。

### (3) 事業実施の辞退

選定された事業者が事業実施を辞退しようとする場合は、その辞退理由を記載した書面で申し出ることによって辞退できる。辞退に伴う損害について、道は一切の責任を負わない。

### (4) 次順位の者との交渉

前2項による決定の取消し又は辞退があったとき、道はプロポーザル審査会における次順位の評価を受けた者と交渉することがある。

### (5) 契約の性質

本事業に係る電力供給契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

### (6) 契約の期間

本事業に係る電力供給契約の期間は原則として1年契約とし、道及び事業者双方の特段の意思表示等がなければ、翌年度も更新できるものとする。なお、更新については、事業期間内に限る。

### (7) 施設の使用承諾

設備設置に係る施設の使用は、施設のみに電力を供給することを目的とするものであり、

道の事務又は事業の遂行のために供するものであることから、行政財産の使用許可を必要としない使用として承諾する。なお、使用料は無償とする。また、使用承諾期間は1年間とし、毎年度更新する。ただし、更新については、事業期間内に限る。

## 11 その他

### (1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

### (2) 著作権に関する事項

企画提案書に関する著作権は各提案者に帰属する。ただし、事業者の選定等本事業の推進にあたって使用する場合に限り、道は、企画提案書に記載された内容を複製等使用できるものとする。

### (3) 公文書の開示の請求

企画提案書について、北海道情報公開条例（平成10年条例第28号）に基づく開示請求があったときは、同条例に定める不開示情報を除いて情報公開の対象となる。

### (4) その他

ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、本事業の推進以外の目的に使用しない。

ウ 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

エ 提出された書類は返却しない。

オ 道が提供する資料は、企画提案書を作成する目的以外で使用しないこと。事業者を選定されなかった者は、道が提供する資料について第三者への情報漏洩が生じないように自らの責任において速やかに廃棄すること。

カ 企画提案者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合、又は、企画提案者が著しく社会的信用を損なう行為等により、道の協定の相手方としてふさわしくないと、道が判断した場合、その者を選定の対象から除外し、選定を取り消し、又は失格とすることがある。

### (5) 公募の延期・取り止め

公正な公募を執行できないと認められる場合やそのおそれがあると認められる場合には、公募を延期し、又は取り止めることがある。